

シリーズ Q 防犯

一人で悩まないで！
～消費者トラブルから身を守ろう！～

インターネットを通じたサービスの普及が進み、便利になった反面、詐欺の手口も複雑化しています。また、事業者間で契約のすれ違いが生じ、消費者トラブルにつながることもあります。
トラブルにあわないための参考として、全国で発生している事例をご紹介します。

ケース① 定期購入のトラブル

「初回無料」「お得なお試し」の掲載を見て、一回限りのつもりで購入したところ、定期購入になっていたというトラブルがあります。注文する前に、定期購入が契約条件になっていないか、解約・返品のリールなど、よく規約を確認してから注文しましょう。

ケース② ワンクリック詐欺

ネットで動画を見ようとしたら突然、「会員登録が完了しました」と表示されるものは詐欺です。料金を支払う必要はありません。表示された電話番号に絶対電話をしないようにしましょう。ネットの契約は申込・訂正の画面を確認しないと成立しません。

ケース③ 不審な電話

「還付金の受取のためにATMへ行ってほしい」、「キャッシュカードの番号を教えてください」



しいは詐欺です。容易に個人情報をお教えし、警察に連絡しましょう。



「あやしいな…」「不安だな…」と思ったら、まず市消費生活センターへ！

市消費生活センターでは、契約トラブルや多重債務に関する相談をお受けし、その解決に向けた助言や情報提供を行っています。また、消費生活に関する情報の発信により、啓発活動を行っています。契約トラブル・多重債務など、「困った」と思ったらご相談ください。

問合せ 市消費生活センター

☎ 35-2030

※休日、最寄りの窓口を案内する全国共通のナビダイヤル消費者ホットライン(☎188)をご利用ください。

シリーズ Q ゴみ

SDGsの目標12
「つくる責任・つかう責任」について
考えてみませんか？

出前講座実施中です

市では、次の出前講座を実施しています。電話で申込みができますので、お気軽にお問い合わせください。

〈出前講座のテーマ〉

- ①ごみ処理の現状と今後の課題
- ②ごみの分け方・出し方
- ③ごみの減量化に向けた取り組み(市の施策や市内事業者の取り組みなどについて紹介します)
- ④市民が取り組む快適環境づくり(快適環境づくり市民会議の活動内容を紹介します。活動への参加者を募集中です)



問合せ ごみ処理場建設推進課
☎ 57-5177

〈事業者の取り組み例〉

- ・食べきりメニューの提供や食べ残しの持ち帰りができる工夫をする
- ・消費者が使い切れる量を購入できるように量り売りやばら売りを実施する
- ・テイクアウト容器を紙製やリユース容器(繰り返し使える容器)に替える
- ・仕入量や仕入方法の改善を図り売れ残りを減らす

〈一般家庭の取り組み例〉

- ・使い捨てプラスチック製品(プラ製のスプーンやストローなど)を使用しない
- ・マイボトルを持参しペットボトル飲料の購入を控える
- ・使い捨て製品の使用を控え、ものを大切に長く使用する
- ・分別を徹底する
- ・環境に配慮した取り組みをしている事業者を積極的に利用し応援する

市で回収するごみの中には、使えるのに捨てられているものが多くあります。また、資源化できるものが分別されず、可燃ごみや不燃ごみとして多く捨てられています。次の取り組み例を参考に、できることから実践し、SDGs(持続可能な開発目標)の達成を目指しましょう！

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をご利用ください。



2023.4